

市立芦屋病院テレビシステム等設置運營業務委託仕様書

市立芦屋病院（以下「委託者」という。）が実施する病室テレビシステム等設置運營業務において、受託者が行う事項等は、下記のとおりとする。

記

1 件名

市立芦屋病院テレビシステム等設置運營業務委託

2 目的

本業務は、入院患者の療養環境の向上を図るため、テレビシステム等（テレビ、冷蔵庫、セーフティボックス）、プリペイドカード販売機、プリペイドカード精算機、洗濯機及び乾燥機の設置、物件の保守、売上金の回収業務等にかかる維持管理、運営全般を行うもの。

3 履行期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

※なお、契約締結日より令和8年5月31日までを準備期間とする。

4 業務場所

芦屋市朝日ヶ丘町39番1号 市立芦屋病院

5 病院概要

(1) 施設名 市立芦屋病院

(2) 施設概要

- ① 病棟数 5病棟
- ② 病床数 199床
- ③ 診療科 26科

内科、血液内科、腫瘍内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、呼吸器内科、緩和ケア内科、脳神経内科、リウマチ内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、形成外科、放射線科、麻酔科、ペインクリニック内科、リハビリテーション科

(3) 患者数（令和6年度実績）

- ① 延入院患者数 61,786人
- ② 1日平均入院患者数 169.3人
- ③ 病床稼働率 85.1%

6 設置備品の概要

本件調達物品にかかる要求は、以下に示すとおりである。

なお、下記以外にテレビシステム等運営事業に必要な備品については、受注者にて準備すること。

物品名称	数量	設置場所
床頭台+19型テレビ+冷蔵庫	75	2床部屋(16)・4床部屋(56)・予備(3)
床頭台+24型スマートテレビ+冷蔵庫	56	個室B(56)
40型壁掛けスマートテレビ+冷蔵庫	64	個室A(52)・個室B(12)
50型スマートテレビ	7	特別室A(3)・特別室B(4)
セーフティボックス	71	特別室A(3)・特別室B(4)・個室A(52)・個室B(12)
プリペイドカード販売機	4	病棟内デイルーム(西2階・西3階・東3階・西4階)
プリペイドカード精算機	1	外来棟3階会計窓口付近
カードタイマー	75	2床部屋(16)・4床部屋(56)・予備(3)
カードタイマー(ランドリー用)	10	西2階(2)・西3階(4)・西4階(4)
洗濯機	5	西2階(1)・西3階(2)・西4階(2)
乾燥機	5	西2階(1)・西3階(2)・西4階(2)

7 設置備品の仕様

設置備品の詳細については、以下を参照すること。ただし、最終的な仕様については発注者と受注者間で協議の上、発注者の了承を得たものとする。

(1) スマートテレビ・テレビ

- ① 地上波・BSデジタル放送の対応が可能であること。
- ② 前面イヤホン端子付き(2床・4床部屋)で、ワイヤレスリモコン式であること。
- ③ リモコンは他のテレビに影響を及ぼさないこと。
- ④ テレビの角度調整が上下左右可能(壁掛け以外)であり、ベッドで寝ながらでも視聴しやすい広視野界のパネルを備えること。

(2) 床頭台

- ① 国内メーカー製の木製品であること。
- ② 耐熱、耐薬品、耐水、耐久性に優れており、病室に調和した色調であること。
- ③ 床頭台の下部には、冷蔵庫を組み込むこと。
- ④ 床頭台の左右各1箇所にタオル掛けを備えること。
- ⑤ スライドテーブルを設けること。
- ⑥ スライドテーブルには落下防止の配慮がされていること。
- ⑦ 引き出し内にセーフティボックスを固定すること。
- ⑧ 鍵の紛失時における鍵の交換が容易であること。
- ⑨ 鍵の形状・素材は患者等の安全性に配慮したものとする。

⑩ キャスターの直径（φ）は60mmであること。

（3）冷蔵庫

- ① 容量24L以上のペルチェ式とすること。
- ② 運転音は20db以下であること。
- ③ 庫内灯を有しており、S I A A抗菌仕様であること。
- ④ 無音、無振動であること。
- ⑤ 中身が見やすく、取り出しが容易なこと。
- ⑥ 扉の開閉が容易に行えること。
- ⑦ 環境に配慮した（ノンフロン）製品であること。
- ⑧ 庫内温度が5℃±3℃に冷え、冷却機能が十分あること。（保冷庫は不可）
- ⑨ 対象とする床頭台の下部に設置すること。

（4）洗濯機・乾燥機

- ① 洗濯機、乾燥機又は洗濯乾燥機は年間を通じて常時稼動すること。
- ② 低騒音タイプであること。
- ③ 省エネタイプであること。
- ④ 洗濯機、乾燥機はそれぞれ全自動式とし、容量は5kg以上であること。
- ⑤ 抗菌・除菌対策の措置が施されていること。
- ⑥ 転倒防止の措置を十分に講じること。
- ⑦ 洗濯機、乾燥機については1工程あたり100円とすること。

（5）カード販売機・精算機

- ① プリペイドカードは1枚1,000円で販売すること。
- ② サイズは指定しないが、設置に場所をとらないこと。
- ③ 車椅子利用者にも利用しやすい低床型であること。
- ④ 床への据え置き型で、防犯上十分な対策と転倒防止の安全性を有すること。
- ⑤ 10円単位まで払い戻しができること。精算手数料は無料であること。
- ⑥ 販売結果及び精算結果が出力されること。
- ⑦ カード詰まり、紙幣詰まり等のトラブル発生が頻繁に生じた場合は、代替機と交換するなど、委託者と協議し最善の対応を行うこと。

（6）その他

備品関係は原則新品とする。なお、持続可能な開発目標（SDGs）の取組の一環として機能や耐用年数に支障がない場合は、貸付人と協議の上、リユース品の導入を認めるものとする。ただし、導入したリユース品に不具合が生じた場合は無料で新品と交換すること。

8 保守管理体制

- （1）設置機器に関しては、常に正常な状態を保つこと。
- （2）委託者は、本物品について故障、破損その他の異常等を発見したときは、直ちに受託者に通知するものとする。
- （3）受託者は、上記（2）の通知を受けた場合、原則として受託者の費用負担で修理等を行うものと

する。ただし、利用者の故意、重大な過失、使用上の誤り、又は不当な修理・改造等による故障や損傷の場合は、委託者が修理等の費用を負担するものとする。

- (4) 修理対応は、受託者が設置するコールセンターで24時間365日受付するものとし、原則として最短での対応を基本に作業員を派遣し、当日又は翌営業日には対応すること。なお、対応・訪問日を通報した委託者側の所管部署に連絡すること。
- (5) 受託者又は受託者が派遣した作業員は、修理完了後、委託者側の所管部署で検収を受け、作業完了報告書を作成し、委託者に提出するものとする。
- (6) 売上金・精算金の補充
 - ① 受託者は、毎月1回、委託者立会いのもと、本物品のうちテレビカード販売機内に収納された売上金の回収を行う。売上金は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に対し売上金を引き渡すものとする。
 - ② 受託者は、原則として上記①と同一の日に、委託者立会いのもと、本物品のうちテレビカード精算機に精算金を補充する。精算金は委託者が準備・提供するものとする。
 - ③ 受託者は、上記①及び②の完了後、伝票を作成し、委託者に提出するものとする。委託者は、受託者から求められた場合、伝票に確認印を押印するものとする。
 - ④ 受託者は、売上金の回収にあわせて、洗濯機及び乾燥機のフィルター清掃を行うものとする。

9 システム運営に係る費用負担

- (1) 受注者の負担
 - ① 当該システムに係る機器の設置及び保守、回収、修理、代替品費用
 - ② NHK放送受信料（契約手続き含む）
 - ③ 当該システムに係る消耗品（リモコン・セーフティボックス用鍵・電池等）
 - ④ 「3 履行期間」終了後の物件撤去に係る費用
（電気料金は、委託者の負担とする。）

10 仕様書の適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務の履行に当たって、契約書に定められた事項以外は本仕様書によるものとする。
- (3) 受託者は、契約書及び本仕様書に明示のない場合、又は疑義が生じた場合は、委託者と協議の上決定する。

11 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 市立芦屋病院契約規程（平成21年市立芦屋病院規程第23号）

- (4) 市立芦屋病院個人情報保護法施行条例施行規程（令和5年市立芦屋病院規程第3号）
- (5) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市病院事業の契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱
- (6) 芦屋市における障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和2年芦屋市条例第28号）
- (7) その他業務の履行に必要とされる関係諸法令

以 上